

公立大学法人岐阜県立看護大学における令和6年度における経営努力認定について（案）

経営努力認定の考え方

【1】自己収入による利益のうち次に掲げるものは、経営努力により生じたものとする。

- ① 運営費交付金算定対象収入（授業料、入学金、検定料等）が見込額（令和6年度見込額で固定）を上回ったことにより生じた利益
- ② 運営費交付金算定対象外収入（寄附金収入、売払収入等）から生じた利益

【2】普通運営費交付金（効率化対象経費）を財源として法人が本来行うべき業務を効率的に行った結果生じた利益は、原則として経営努力によるものとする。

